

予算の科目説明

歳入の各科目の内容

2	使用料及び手数料	国保税の督促手数料
3	国庫支出金 ・療養給付費等負担金 ・調整交付金 ・出産育児一時金補助金 ・高額医療費共同事業負担金 ・特定健診等負担金	主に一般被保険者の給付等に対する国の負担金 一般被保険者の療養給付費の 100 分の 32(除外分有) (平成 24 年度から 100 分の 34 から 32 に引き下げ。100 分の 2 は地方財源に移譲) 被保険者の保険税の負担能力格差による市町村間の財政力を調整するもの。(国の支出総額が決められている。 100 分の 7 普通調整交付金 100 分の 2 特別調整交付金) 出産育児一時金への国庫補助金。支給基準額 39 万円の恒久化により平成 23 年度で廃止。今年度は精算分のみ 高額医療費を対象に実施する共同事業への拠出金に対する負担分 4 分の 1 特定健診及び特定保健指導に要する費用の 3 分の 1
4	療養給付費交付金	退職被保険者に係る給付等に対する交付金 (社会保険診療報酬支払基金)
5	前期高齢者交付金	65 歳から 74 歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の不均衡を 保険者の拠出金を財源として調整するもの (社会保険診療報酬支払基金)
6	県支出金 ・調整交付金 ・高額医療費共同事業負担金 ・特定健診等負担金	県内の保険者間の格差を調整するもの 国からの財源委譲(H17～)で、県が保険者間の医療費や所得格差を調整する。県で支出する総額が決まっている。 1号交付金 100 分の 6、2号交付金 100 分の 1 から 100 分の 3 (平成 24 年度から、国の療養給付費負担金の 2%引き下げに伴い 県の財政調整交付金に財源が移譲された。) 高額医療費を対象に実施する共同事業への拠出金に対する負担分 4 分の 1 特定健診及び特定保健指導に要する費用の 3 分の 1
7	共同事業交付金	1 件 30 万円を超える高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和すること及び保険者間の保険料の平準化等を目的に、保険者からの拠出金を財源として交付する再保険事業(国保連合会)
8	繰入金	一般会計からの、保険基盤安定・給与費、事務費・出産育児一時金・財政安定化支援等の法定繰入金及び基金取崩による繰入金等
9	繰越金	前年度からの繰越金(決算上の余剰金)
10	諸収入	国保税の延滞金、第三者行為賠償金、医療費返納金等

保険者・・・市町村など国保を運営する団体

歳出の各科目の内容

1	総務費	職員人件費及び事務費
2	保険給付費	被保険者に係る、療養給付費・療養費・高額療養費の保険者負担分、出産育児一時金・葬祭費・結核精神給付の給付額等及びレセプト審査手数料
3	後期高齢者支援金	後期高齢者医療制度に対する支援金及び事務費拠出金で、後期高齢者の医療費の40%を0歳から74歳までの加入者数に応じて各医療保険者が負担する。社会保険診療報酬支払基金へ支払い、後期高齢者医療制度に交付される。
4	前期高齢者納付金	各医療保険の保険者間の65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による医療費の格差を調整するために交付される、前期高齢者交付金への拠出金 歳入5前期高齢者交付金で交付を受ける。
5	老人保健拠出金	平成20年度後期高齢者医療制度の創設に伴い廃止となった老人保健制度での給付精算のための拠出金（社会保険診療報酬支払基金）
6	介護納付金	介護保険の保険給付費支援のための納付金で、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料を社会保険診療報酬支払基金へ支払う。介護保険へ交付される。
7	共同事業拠出金	1件30万円を超える高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和すること及び保険者間の保険料の平準化等を目的に実施する再保険事業の拠出金（国保連合会）歳入7共同事業交付金で交付を受ける。
8	保健事業費	被保険者の健康保持、増進を図ることで国保財政の健全化が期待される重要な事業費。特定健診・特定保健指導・人間ドック補助金等の費用・各健康事業に係る費用及び医療費通知等に係る費用など
9	基金積立金	国保財政の基盤の安定・強化のための基金への積立金で、保険給付費、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金等の3年度間平均額の5%以上の保有が必要。
10	諸支出金	国保税の過年度還付金、国等への過年度の交付金等の精算による返納金等
11	予備費	予見することのできない支出の不足に対応するための予算